

請願の結果について

山口県教育委員会会議規則第12条の規定により平成22年11月4日に提出されました「県立周防大島高等学校に関する請願」につきまして、同規則第14条の規定に基づき、山口県教育委員会の方針を下記のとおりお知らせいたします。

記

旧山口県立安下庄高等学校及び同久賀高等学校の生徒数の減少が続く中で、学校教育活動の基盤を維持するとともに、特色のある学校づくりを推進するためには、学校の再編整備が必要と判断し、「両校を統合して県立周防大島高等学校を設置すること」「統合後の学校の位置は、周防大島町内に居住している生徒の通学利便性の観点を重視し、将来的には安下庄の地とすること」「当面は、普通科は安下庄高等学校の校地に統合し、福祉科は現有施設を活用し久賀高等学校の校地に置くこと」等の方針により再編整備を進めることとしました。

統合を含む学校の設置は、地方教育行政の設置及び運営に関する法律第23号第1項第1号に規定する教育委員会の職務権限であり、同法第26条第2項第3号により教育委員会が直接処理する事務であることから、平成18年5月の教育委員会会議において協議し、上記の方針に沿って両校を統合し、県立周防大島高等学校を設置することを決定しました。

また、この決定事項を実現するためには「山口県立高等学校等条例」等の改正を要することから、地方自治法第96条第1項第1号により、その権限を有する山口県議会の平成18年6月定例会に改正案を上程し、議長から議案の付託を受けた文教警察委員会において、学校の設置場所を将来的には安下庄の地へ統合する方向性を含めて審議された後、本会議において、周防大島高等学校設置に係る関係条例が可決決定されました。

こうした法的手続きを経て決定された内容に基づき、安下庄及び久賀両校を統合する周防大島高等学校を平成19年4月に開校し、現在に至っております。

請願いただきました「周防大島高等学校の久賀校舎に普通科を開設すること」及び「同校を久賀校舎と安下庄校舎の2キャンパス制とすること」については、上記のとおり法的手続きに沿って審議され、結論が出された事項であり、現時点、「安下庄校舎に設置した普通科の運営」及び「校舎等を将来的に安下庄の地へ移設する方針」に対して、見直しや変更の検討を必要とする事情や要因等は見当たらないものと考えています。

また、平成19年9月に提出された「周防大島高等学校の再編統合の再検討に関する請願」を受けて、同年10月に開催した教育委員会会議において、請願書及び請願者からの事情説明をもとに審議し、「周防大島高等学校の再編整備については、請願で求めら

れた検討組織は設置せず、従前どおりの方針を進める。校舎等の安下庄の地への統合を具体化する際には、予め十分説明し、意見を聴きながら理解を得るよう努める」との結論を出しています。

以上のことから、山口県教育委員会としては、今回提出された請願内容に沿った対応は考えていないところです。また、教育委員会会議で審議することも考えておりませんので、山口県教育委員会会議規則第13条に基づき、申し出のありました会議における事情の説明についても、御意向に沿えないことを御了承ください。

しかしながら、山口県教育委員会といたしましては、今後とも広く御意見を伺いながら教育行政を進める姿勢には変わりなく、少子化等に伴う周防大島高等学校の存続の危機感や同校に寄せられる期待もしっかり受け止めて、町内を中心とする多くの中学生が入学を希望する特色ある学校づくりを進めていく考えでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

平成23年1月5日

久賀高等学校同窓会

会長 小原 勇 様

山口県教育委員会 教育長 田邊 恒美

